



平成 23 年 6 月 23 日

自動車交通局

電気自動車等の感電防止に関する安全性について、

- (1) 国際基準の採用に合わせて、我が国の基準を改正します。
- (2) コンバージョンEV（改造電気自動車）についても基準を適用します。

## (1) 国際基準の採用に合わせた我が国の基準の改正

電気自動車等については、環境意識の高まりや原油価格の高騰等により、急速に普及が進んでいる状況にあり、我が国においては、電気自動車等の感電防止のための国際基準を採用し、我が国の基準を改正することとしました。具体的には、燃料電池自動車への衝突時の感電防止の要件の適用や、高電圧配線の橙色被覆の義務付け等を新たに追加し、平成 26 年 6 月 23 日より順次適用することとします。

なお、本国際基準は、日本が平成 19 年に世界で初めて策定した基準をベースとするよう国際社会に働きかけを行ったもので、今回の改正は、国際基準策定の議論の中で、一部基準が強化された部分や適用範囲が拡大された部分を反映するものです。

## (2) コンバージョンEV（改造電気自動車）に対する基準の適用

また、近年、既存車両を電気自動車に改造したコンバージョンEVが新たなビジネスとして注目を集めつつあり、その普及が見込まれることから、コンバージョンEVについても平成 24 年 7 月 1 日以降に改造されたものから、感電防止のための基準を適用することとします。

## (3) その他

その他にも、日本が既に採用している座席ベルト、灯火器等の国際基準の改訂が本日より発効されますので、これと整合を取るための基準の改正を実施します。

これらの改正により、自動車の安全性が向上するとともに、自動車・同装置の国際流通の円滑化等がより一層図られ、効率的な車両安全対策が推進されることが期待されます。

問い合わせ先

自動車交通局技術安全部 技術企画課：是則、竹村  
審査課：児島

電話 03-5253-8111（内線 42252、42255）

03-5253-8591（技術企画課（直通））

03-5253-8596（審査課（直通））